

平成28年度福祉事業のご案内

町では、障がいのある方も、高齢者も、安心して暮らすことができるようにさまざまな支援制度を行っています。

高齢者福祉

- ▼条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、介護予防のために利用が必要であると認められた方
- ▼利用 月曜日～金曜日の間で概ね1回、午前10時から午後3時まで
- ▼利用料 1回当たり700円
- ▼場所 老人福祉センター
- いきいき在宅生活サポート事業(ホームヘルプサービス)
 - ▼条件 介護保険に該当しない65歳以上の方のみの世帯の方で、日常生活で支援及び指導が必要な方
 - ▼利用 家事支援、1週間2回以内で1回1時間未満
 - ▼利用料 1回あたり236円
- 短期宿泊活用地域生活サポート事業(短期入所サービス)
 - ▼条件 6カ月以上の在宅の介護者
- ▼条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、生活支援及び指導が必要な方。介護者が冠婚葬祭で不在のときなど。
- ▼利用 7日間以内/月
- ▼利用料 食費・滞在費含み1日当たり2202～3486円で、施設により異なります。
- 高齢者寿賀祝品支給事業
 - 長寿を祝福し祝品を支給します。
 - ▼条件 数え77歳、88歳、99歳、100歳の方
 - ▼給付 77歳は町の賀詞、88歳は町の賀詞及び町の祝品(敬老会で支給)、99歳は県の賀詞及び町の祝品(敬老会で支給)、1月1日で数え100歳の方に賀詞と5万円を支給します。(いずれも贈呈時ご存命の方に限る)
- ねたきり高齢者等介護者 激励金支給事業
 - 在宅のねたきり高齢者等を介護している方に、介護者激励金を支給します。
 - ▼条件 6カ月以上の在宅の介護者
- ▼給付 2万6000円
- 在宅介護おむつ支給事業
 - 在宅で常時失禁状態にある方等に、おむつを支給します。
 - ▼条件 世帯の収入額の合計が1000万円以下で、かつ(90万円×18歳以上の世帯員数+500万円)以下であること
 - ※概ね65歳以上で要介護度1以上の方(入院中は該当しません)
 - ▼給付 現物(1カ月当たり4000円相当以内)
- 地域生活あんしんネット ワーク事業
 - 一人暮らしの高齢者などが、急病や災害などの緊急時にくぐ簡単な操作で受信センターに通報することのできる緊急通報機器の設置を行います。
 - ▼条件 65歳以上の方のみの世帯、またはこれに準ずる方で町民税非課税世帯
 - ▼利用料 1カ月当たり540円
- 物忘れ相談事業
 - ▼条件 物忘れなどが気になる方や、その家族
 - ▼利用 認知症などの早期発見・治療に結びつけるために精神科医による相談を行います。
 - ▼利用料 無料
- 元気パワーアップクラブ事業
 - 体力・運動機能の維持向上を目的に、週1回2時間程度の運動を行う教室です。
 - ▼条件 介護保険に該当しない元気はつらつクラブ修了者の方、または運動を希望する65歳以上の方
 - ▼利用料 1回当たり200円
- 高齢者世帯等雪下ろし費 支給事業
 - 自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。
 - ▼条件 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
 - ▼給付 屋根の雪下ろし1回当たり1万5000円を上限として年度3回以内
- 高齢者世帯等雪はき支援事業
 - 自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。
 - ▼条件 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
 - ▼内容 住居の出入り口から生活道路に出るまでの人的除雪を行います。
- 認知症支援訪問事業
 - 認知症の疑いのある方、認知症の方と家族の方が安心して在宅生活が続けられるよう、認知症ケアの専門職が訪問し支援します。
 - ▼条件 40歳以上の方で認知症について相談したい方
- おたっしや訪問事業
 - ひとり暮らしの方が安心して生活できるように支援するために保健看護職が訪問します。
 - ▼条件 75歳以上のひとり暮らしの方
- おでかけ見守り事前登録
 - 徘徊などで行方不明となったとき、早期に見送できるように支援します。
- 高齢者運転免許証自主返納 支援事業
 - 認知症により介護認定を受けている方が、運転免許証自主返納した場合、タクシー利用助成券を支給します。
- 認知症カフェ実施事業
 - 認知症の方やご家族をはじめ、地域の方など誰もが気軽に参加できる認知症カフェ(のどかカフェ)を開催します。
 - ※詳細は19ページ「見守り支援台い」をご覧ください。